

オーストリア学派の主観価値説からみた公正価値会計の光と蔭

藤田 敬 司¹⁾

要 旨

公正価値による測定を必要とする会計基準が増えている。国際財務報告基準(IFRS)では、トレーディング目的で保有する棚卸商品(IAS2)や投資不動産(IAS40)についても、米国会計基準では長期性固定資産の除去に伴う債務(SFAS143)についても、公正価値測定を求めている。すなわち、公正価値測定を求める会計基準の対象範囲は、金融商品に止まらず、非金融資産負債へと拡大しているのである。

わが国企業会計基準も、公正価値ということばこそ使わないが、金融商品、退職給付、固定資産の減損、ストック・オプションへと公正価値測定の適用範囲は広がっている。

このような公正価値会計の拡大傾向については、客観的で確実な取得原価から、主観的で不確実な予測価値への移行ではないかと問題視する向きもある。

しかし、過去の取引にとらわれることなく、将来事象を先取りする会計情報を提供すると前向きに評価する見解も目立つ。取得原価評価が担ってきた会計情報の客観性と信頼性は多少ゆらぐとしても、経済実態を忠実に表現する公正価値情報の目的適合性の方が高く評価されつつある。

このような会計における価値観の対立は、経済学上の客観価値説と主観価値説の対立と一部共通する面がある。まず、公正価値の経済学的概念のオリジンを追えば、百年前に将来キャッシュフローの割引現在価値を唱えたI. Fisher、機会費用の概念を広めたR. Coase、さらにその源泉を訪ねると、オーストリア学派の始祖、C. Mengerの主観価値説に辿り着く。次いで、その客観価値説との論争を再検討することにより、取得原価のもつ客観性の裏に隠されて主観性が明らかとなり、公正価値測定に避けがたい「主観性・不確実性＝蔭の部分」とともに、「経済実態の表現の忠実性＝光の部分」が見えてくる。

キーワード

オーストリア学派、主観価値説、客観価値説、限界効用、交換の理論、使用価値、交換価値、取得原価、公正価値、期待、不確実性、将来キャッシュフロー、割引現在価値、正味実現可能価額、全面公正価値会計、機会費用

I. はじめに—公正価値会計の始動因と目的因

会計機能はいまや、株主・債権者間をはじめ種々の企業関係者間の利害調整に止まらず、経営意思および投資意思決定情報の提供機能が重視されている。そこでは、将来に関する合理

1) 立命館大学 専門職大学院 経営管理研究科 教授

的な期待形成に役立つ会計情報が求められ、目的適合性 (relevance) と信頼性 (reliability) は会計情報に不可欠な2大特性とされる。ところが、これら2つの特性を両立させることはきわめて難しく、二律背反の関係にあるとか、トレードオフの関係にあるといわれる (米国 AAA 「1966」 ASOBAT, Chapter 2 および FASB 概念ステートメント SFAC2, par. 90)。

その典型的な表れが、一般的に客観的 (objective) であり、信頼性 (reliability) が高いとされる取得原価 (acquisition cost) による評価と、主観的 (subjective) ではあるが、企業価値の将来予測における目的適合性 (relevance) が高いといわれる公正価値 (fair value) による測定の対立である²⁾。

目的適合性を重視すれば、過去の事実から生じた歴史的な原価は、現時点の判断にはふさわしくない。正味実現可能価値など、将来を見据えた合理的期待 (それは主観的な価値判断や単なる思惑かも知れないが) に依存せざるを得ない。できるだけ客観的な指標による、信頼性ある会計情報が好ましいことはいうまでもない、しかしそればかりに拘泥してはならない、ということであろう。その意味では、「FASB 概念フレームワークは、あらゆる意味でひとつの矛盾物」³⁾ではあるが、会計基準や実務においては、対立よりも混合が優先するのは自然の成行きである。さて、事業会社の本業に関しては依然として取得原価会計が主流であるが、いまや次のような会計現象が顕著である。

第1に、資産負債を市場で成立する時価または将来キャッシュフローの予測とその割引現在価値や正味実現可能価値などによって測定する公正価値会計はその適用範囲を着々拡大している。当初は金融商品会計における上場有価証券や退職給付会計における年金資産負債のみが時価評価の対象であったが、いまや固定資産の減損会計やトレーディング目的の棚卸商品などの非金融商品にも適用範囲が拡大している。企業結合会計に至っては、潜在的な無形資産の価値評価を含めて、被パーチェス企業全体の公正価値測定が主流になっている。企業買収の対価として発行される新株または新株予約権についても、公正価値測定抜きに会計処理はできない状況になっている。

米国 FASB による会計基準では、SFAS143 (2001年、固定資産の除却に伴う債務) や SFAS146 (2002年、リストラ費用引当金) など、公正価値で評価すべき負債認識が広がっている。国際会計基準 IAS40 は保有目的が投資である不動産についても公正価値測定を求めている。

第2に、上記のような公正価値測定の信頼性がゆらいでいることである。会計不信とか監査不信というように、日常擁護として使われる意味においても、会計の信頼性がゆらいでおり、目的適合性に対する会計概念として使用される意味においてもゆらいである。前者の会計不信・

2) 社会科学でいう客観性は自然科学でいう客観性と異なり、きわめて相対的な客観性であり、オピニオンにすぎない。Hayek F. A. [1955] によれば「コモディティも経済財も、食料も貨幣も物理用語によって定義できるものではなく、人々がそのものについていづく見解によって定義される。」取得原価会計における客観性もその例外ではなく、様々なプロフェッショナルな主観的判断に支えられている。しかしながら、過去に現実起こった事象に基づく取得原価の客観性と、不確実な将来事象予測の主観性は、企業の利害関係者間で激しく対立するのである。

3) 津守 [2002] 第10章

監査不信には、資産負債の公正価値測定の欠陥ともいうべき主観性が主因とすれば、後者のゆらぎとも深い関係にある⁴⁾。

第3に、2005年5月のIASB・FASB合同会議において、信頼性に代って表現の忠実性（faithful representation）を使うことになった。その下部概念としての検証可能性は、従来のような原価配分による間接的評価を否定し、現実の経済実態に焦点を合わせる直接的測定を選択している。この動向については、徳賀芳弘[2006]は、「フロー・ベースの会計方法が否定され、ストック・ベースの会計方法が代替していく」過程であり、「公正価値会計の外枠が形成されていく動き」と解釈している⁵⁾。

ここで注目すべきは、信頼性に代る新たな概念として表現の忠実性がふさわしいかどうかということよりも、客観的で信頼性が高いといわれることが多い取得原価ではあるが、その原価配分による残高は、“あるはずの価値”，すなわち信頼性の乏しい価値を表すにすぎないのではないかということであり、主観価値といわれる公正価値と厳しく対比し、2つの会計測定方法を再検討してみるべきではないかということである。

このような問題意識から、本稿は、まず（1）公正価値測定の始動因と目的因を経済学的に解明し、次いで（2）公正価値会計と取得原価会計の本質と限界を探求することを目的とする。

（1）公正価値会計の始動因と目的因については、通常①「経済のグローバル化と市場経済化」とか、②「モノ作り中心経済からソフトと金融中心経済への移行」というキャッチ・フレーズをもって説明されることが多い。ともに1990年代以降の現実的・歴史的契機からの説明である。金融商品の公正価値測定に限っていえば、たしかに市場のグローバル化と評価テクニックの発達によるところが大きい。

しかしながら、②は「金融商品から非金融商品へ」公正価値測定分野が拡大している現実の流れを理論的に説明できない。有形固定資産や無形資産の公正価値測定、さらにはそれらすべてを包括したパーチェス法による企業全体の公正価値測定がいまや企業結合会計の主流となっている現実を直視すれば、金融商品中心の公正価値会計論は限界にきており、表面的な動向とは別の、より根元的な原因があるはずである。

そこで考えられるアプローチは2つある。1つは、1960年代のASOBATに遡る歴史的アプローチである。そこでは、それまで会計測定の重要な属性とされてきた客観性に代って、バイアスを避けうるかぎり将来の収益力を予測できる情報—それは必然的に主観的情報を含む—を奨励していた。取引を専ら記録し分類し要約する、それまでの内向きだった会計が、外部ユーザー向けも含めて経済的意思決定情報の提供へ、と転換する契機ともなり、意思決定に有用な数量化（quantification）または測定（measurement）が会計の重要課題となったのである（Ijiri, Y, [1975]

4) M&Aによる買収のれんや無形資産の価値評価は買収企業側の主観的判断に依存するところ大であるが、それらの減損認識とタイミングには相当程度の恣意的判断を伴う（Beatty, A. et al. [2006]）。

5) 徳賀芳弘[2006]「『信頼性』から『表現の忠実性』への変化とその意味」『財務諸表の信頼性に関する研究』1-3参照。

Chapter3)。

もう1つは、歴史的アプローチを離れて、経済理論的アプローチを試行するものである。本稿Ⅱは、オーストリア学派の主観価値説によって、客観価値説との対比において探求している。経済学上の論争をレビューするのはあくまでも財務会計における取得原価と公正価値の対立の構図をアナログカルにとらえるための手段であり、人間の経済活動の原点に回帰するアプローチは、一見回り道にみえても、公正価値会計の基礎に迫る有力な手がかりが得られると期待されるからである⁶⁾。

(2) については、本稿Ⅲにおいて、公正価値会計の様々な定義を整理し、取得原価と比較対照することによって明らかにする。公正価値は「過去の取引にとらわれることなく、将来事象を先取りする会計情報の提供」とポジティブに評価されるとともに、「客観的で確実な取得原価に基づく会計から、主観的で不確実な公正価値会計への移行」とネガティブに評価される。公正 (fair) というイメージとは裏腹に、将来に関する不確実 (uncertain) で主観的 (subjective) 評価であり、これからの経営努力を前提とした期待 (expectations) にすぎないからである。こうした2極化は物事の多様な面を見すごす危険性はあるが、物事には光と蔭の両面がある以上、双方を見比べることによって本質がみえてくると期待される。

(3) 公正価値会計の効用と限界については、本稿Ⅳにおいて、主観価値説が会計に最も有益な理論的基盤を提供する「交換の理論」を中心に据えて、財務会計上の効用と限界を明らかにする。

Ⅱ. オーストリア学派主観価値説と財務会計

ここでは、オーストリア学派経済思想の始祖、Jevons, Walras と並ぶ限界革命のトリオの一人といわれる C. Menger (1840 ~ 1921) の『一般理論経済学』を中心として、その主観価値理論をレビューする。目的とするところは、経済学的意義そのものの探求ではなく、そこに公正価値会計の経済学的論拠を見出すことである。

需要面からはじまった限界革命は、供給面における限界生産理論をも統合し、市場均衡の理論として体系化されて新古典派経済理論に発展した (C. Menger『国民経済学原理』(安井琢磨・八木紀一郎訳, 日本経済評論社) の解題より)。

本稿では、『国民経済学原理』(1871) にその後の半世紀間の思索が追加され、公正価値会計により近づいた内容となっている『一般理論経済学』(1923) を使用している。

具体的な論点は、C. Menger の「価値の理論」と「交換の理論」が、主観的で不確実性の高い公正価値会計に理論的正当性の論拠を提供してくれるかどうかである。もとより C. Menger の経済理論と会計理論との間には直接的関係はない。とはいうものの、人間の経済活動に係わ

6) 本稿でいうオーストリア学派経済学には、ウイーンのものに止まらず、LSE やシカゴ大学等に継承された、またはそこで新たに展開された主観価値説のエッセンスを含めている。

る究極の根拠を、欲望を覚える人間の本性に見出した主観価値説は、企業行動のパフォーマンスや資産負債の会計測定（accounting measurement）⁷⁾においても、一見客観的にみえる取得原価以上に、すぐれた理論的基盤を提供するものと期待される。

1. 欲望に基づく財価値の主観性

『一般理論経済学』の第1章は「欲望の理論」から始まる。あらゆる経済理論研究の出発点は、欲望を覚える人間本性であり、欲望の満足こそ人間経済にとって究極の尺度であるという。ところが、会計に携わる人間が考察したいのは、貨幣単位で表現できる財貨の数量的価値であり、人間の行動そのものや心理的動きではない。その意味では、人間の欲望や欲情にまで遡ることに戸惑いは隠せない。人間の欲望は多様であり、数量的把握はできない。とても会計の対象とはなり得ないようにみえる。

しかし、D・リカードほかの経済学が供給者側のプロダクション・コストばかり強調し、需要家側の欲望の満足（want of satisfaction）を度外視したと、A. Marshal が『経済学原理』で批判したように、またインセンティブとしてのストック・オプションが昨今の会計テーマとなっているように、人間の欲望という主観的尺度で計るべき経済価値をいまや無視するわけには行かないのが現状である。

第2章「財の一般理論」では、人間の欲望を満足させる物の属性を効用と呼ぶ。効用のみが物を財とする。そのための4つの前提を示している（41頁）。

- ①人間的欲望の認識、ないしは予想。
- ②物によって欲望の満足を生じさせるのに適した客観的な性質。
- ③このような適正の認識。
- ④この物を支配すること。

以上のうち、②のみが欲望を満足させる客観的な性質であるが、ほかは主観的前提ばかりである。①の欲望の認識・予想はもちろん、③の適正の認識も個人の主観に左右される。④の支配関係は、数量関係ではとらえきれない、主観的契機によるものである、しかし、支配（control）はいまや、資産の中核的概念であり、連結会計では法的所有基準だけではなく、実質支配力基準で連結の範囲を決定する際の重要な尺度となっている。

いずれにせよ上記4つの前提を総合すると、財としての性質は、「物に付着しているのではない」、「物とわれわれの関係である」（42頁）。ここに客観価値説との決定的な相違がみられる。

第2章について会計の見地から見逃せない点は、物だけが財ではなく、権利としての有価証券についても、慎重に検討のうえ、財の一種であることを、いかにもしぶしぶと認めている（43～46頁）。しぶしぶと認めたのは、非物質的な権利は直接人間の欲望を満足させるものではな

7) 会計が、制度や組織構造問題など、貨幣単位で表現し難い、多くの定性情報をも扱う中で、数値化情報を提供する会計測定は、会計のプライマリー・イシューである（Ijiri, Y, [1975], Chapter3 The Nature of Accounting Measurement）。

いからであり、財の証券化という技術主義に偏していることと無関係ではなからう。ところが、物質的な有体物だけが財ではなく、非物質的な無体物も人間の欲望を満足させる限り、財の概念に包摂せざるを得なかったのは、現代資産会計からみればごく普通であり、当然である。

2. 主観価値説に対する批判と不確実性の契機

個人の欲望から出発する主観価値説について次のような批判的な指摘がある。一箇所にまとまとまっている指摘であるが、ここでは便宜3つの批判に分けてみる。

(1)「オーストリア学派の経済学は、消費者的な個人から出発しております。したがって評価作用の成果としての価値も、本来社会的客観的なものではなく、個人主観的なものにすぎず、価格のような客観的社会的な現象を説明することは、始めから不可能なような構造になっているのです。」

(2)「この困難は、価格の測定単位たる貨幣の価値の説明についても現われます。金持ほど濫費する、ということになります。これが限界効用説の、貨幣の濫用の結論です。しかし、このような考え方は、『金持と灰吹きは、たまればたまるほど汚くなる』という諺さえ説明できない。」

(3)「主観価値説によれば、財の価値はこれを消費する個人の主観的な評価に起因します。したがって本来消費の対象にならない生産手段や原料などは、それ自体効用をもつことは出来ません。」

(杉本榮一 [2006]『近代経済学の解明 (上)』岩波文庫 第三章Ⅲ)

批判 (1) には、たしかにその通りと思われる部分と、価格は社会的客観的なものと決めつけているにすぎない部分がある。(2) はおもしろい指摘であるが、個人と経済一般を混同しているところがある。(3) に至っては、『国民経済学原理』は十分論議を尽くしていないため、それだけ読めばもっともなように思える。しかし、『一般理論経済学』をよく読めば自然に氷解する、あらぬ疑惑にすぎないものである。それはそうとして、これらの指摘は『一般理論経済学』を読み進むうえでの良きガイドである。

3. 将来予測の不確実性の契機

上記批判 (3) に関連するところであるが、Menger は欲望を直接的に満足させる第1次財（パンなど）と、間接的に満足させる第2次財（小麦、燃料、製造設備等）、さらにそれを生み出す第3次財（農機具等）、第4次財（農夫の労働等）、高次材へと分類している（第2章第2節）。これらの第1次財以外の財もそれ自体では財ではなく、人間の欲望の満足と多少とも間接的な連関があってはじめて財となる。その点では全く第1次財と変わりはない。高次財から第1次財に至るまで、すべてが因果関係で結ばれている以上、財として効用があり価値があるはずである。

以上のように、Menger は直接的に人間の欲望を満足させる効用物だけではなく、原材料や

生産手段についても、第2次財から高次財としてその効用と価値を認めている。むしろその先に不確実性の契機を指摘しており、そこに主観価値の問題点を認めなければならないのである。

Mengerが問題とするのは、第1次財の直接的支配と対応する高次財については、量的な関連においても質的な関連においても、不確実性の契機が現われることである。

第1次財である小麦を直接的に占有している人は確実さをもっているが、将来必要とされる小麦を生産するための土地、種子、肥料、農機具をもっている人は穀物の収穫次第で、量的にも質的にも不確実性にさらされている（64頁）。

この不確実性は、欲望に対する配慮が先行すればするほど、また需求を確認する時期が先行すれば先行するほど、そのインパクトは大きくなる。そのような不確実性の契機も認めなければならない（77頁）。

第3章第5節では、「欲望」を量的に規定する観点から「直接的な需求」で表し、これと「直接支配可能な数量」を比較する。

需求の大きさはわれわれの個性と経験から生まれる先行的配慮によって異なる。将来の長さといい、それを見越した配慮といい、量的な大きさは主観に左右される。支配可能な数量は、いかにも客観的に決定されるようにも見えるが、実は需求と同じように時間の中で考察されなければならない。経済主体が努力して得ようとする支配可能な数量についての知識に他ならない。あくまでも主観的なものである。

Mengerの主観価値説は、以上のようにゆっくりした調子で、しかも一步一步踏みしめながら山に登るように「価値の理論」に到達し、そこでは限界効用価値説が展開される（第5章）。紙数の関係もあり、彼の後継者であるF. Wieserが要約するところに従う。

- 1) 商品価値のベースは効用にある。
- 2) 効用はあっても、数量的に限定された商品のみが価値をもつ（豊富な商品は無価値）。
- 3) 効用は数量に比例して逡減し、最後の部分が限界効用を表す。
- 4) 価値は、したがって、限界効用×支配可能な数量である。

第4章では、資産を「ある人物が支配する経済財（その支配数量が需求よりも少ない財）の全体」と定義している。概念ステートメントによる資産の定義と比較すると、“数量的に限定され、需求よりも少ないもの”とより絞り込んでいる。

第5章「価値の理論」は、欲望から説き起こしてきた主観価値説の1つの山場であり、価値の定義を次のように繰り返している。

「価値とは、自分の欲望を満足させ得るかどうか、具体的諸財ないし諸財の数量を支配いうるかどうかによって依存していることを、われわれが自ら意識することにより、（中略）われわれに対して獲得する意義なのである。」（103頁）

言い換えれば、価値とは財に付着したものではなく、また法秩序に守られて成り立つものでもない。あくまでも心理現象であり、徹頭徹尾主観的なものということになる。

表1 経済学における「使用価値」対「交換価値」

「交換価値」対「使用価値」をめぐる経済学上の価値論争

	交換価値 Value in Exchange	使用価値 Value in Use
通常いわれる評価属性	普遍かつ客観的	特殊かつ主観的
一般的価値測定	ある財との交換によって得られる財の数量または貨幣価値	限界効用×支配可能数量
交換価値をめぐる客観・主観論争	労働こそがすべての交換価値の尺度であり、人間の欲望を満たすものは客観的・社会的価値である。(労働価値説)	交換価値も徹頭徹尾主観的であり、間接的に欲望を満足させる。(C. Menger)
そのほかの主な主観価値支持説		
Wieser, F. [1891]	○ 交換価値は客観的にみえるが、売手と買手によるバーゲニングにおいてお互いの主観的評価によって成り立つもの。 ○ 効用を表す製造コストは、労働だけではなく、原材料、機械設備、燃料、その他無数の要因から成り、総合的な限界効用によって表すほかない(コストも主観的に把握。)	
Mises, L. [1933]	○ 主観的使用価値 (subjective use value) ほど近代経済学を特徴付けるものはない。	
Hayek, F. [1942]	○ ある特殊な環境に関する固有の知識が、あたかもすべてのケースにてはまるかのように“客観的”と呼ばれることがある。これは社会科学におけるエラーの源泉である。	
Fisher, I. [1906]	○ 富は個人の心理的満足 (= 所得) から生まれ、現在の満足は将来の満足にまさる。 ○ 富の価値は将来の所得を割引いた現在価値である。	
Coase, R. H. [1938]	○ 商品の生産原価は、そのために使った経営資源を他の目的により合理的に割当てられ投入されたと仮定したときに生産されたときの価値で (すなわち歴史的な原価ではなく、推定される将来価値で評価すべき (機会費用説))。	
主な主観価値批判説		
Schumpeter, J. [1908]	(価値評価法則の)心理学的導出は単なるトートロジーである。誰かがある物に他の人よりも高い価格をつけるのは、その事物をより高く評価することであるということは、何の説明にもならない。	

4. 経済学上の「使用価値」対「交換価値」をめぐる客観・主観論争

Menger の第5章第2節は、使用価値と交換価値の対比からはじまる。通常使われている意味における使用価値とは、経済活動を行なう主体に直接適合する特別な意義であり、上記前項に述べた価値の定義がそっくりあてはまる。これに対する交換価値は、「諸財の数量」であり、「物の貨幣価値」である。これが、使用価値は特殊で主観的であり、交換価値は普遍的で客観的であると一般的に言われる由縁である。

ところが、Menger によれば、こうした価値の二義性は「価値という一般現象の特殊な諸形態にすぎない」ものであり、本当はともに主観的意義にほかならない。というのは、経済活動を行なう主体の欲望満足に直接的に役立つか、それとも直接役立つものと交換することによって間接的に欲望満足に役立つかの違いにすぎないからである。

ある財がその持ち主にとって使用価値をもつか交換価値をもつかは、①欲望満足の意義自体が変化、②財の性状の変化、③支配可能な財の数量の変化、④交易によって結ばれた他の経済主体にとっての使用価値の変化によって変ると分析している。

このような分析を経て、Menger の探求は、相異なる経済主体の具体的な欲望満足がもつ意義（主観的契機）と支配可能な財の数量への依存性（客観的契機）が「財価値の大きさを測る尺度」であり、「経済活動を行なう人にとっては、支配可能数量を使い尽くすことができない飲み水は無価値であり、非常に希少なダイヤモンドは高い価値を持つ」という結論に至る。

直接的であろうが、間接的であろうが、欲望を満足させる価値は、財に対する需求と支配可能な財の数量によって決まり、重要度が最も低い欲望満足度（限界効用）に支配可能数量を乗じたものに等しいことになる。

低次財と高次財の価値関係については、すでに3項の「将来予測の不確実性の契機」でも述べたところであるが、ここでも次のような結論に至っている。

- ① 一次財の経済価値はその時々々の経済事情によって決定される量としてあらわれる。
- ② 高次財はそれ自体では無価値であり、一次財の産出に役立つ限り価値をもつにすぎない。
- ③ 低次財の価値が高次財の価値によって条件付けられるのではなく、逆に高次財の予想価値が一次財の予想価値（現在価値ではなく）によって条件付けられる。（固定資産の減損会計における減損テストの論理は、正にこの③の結論によって支えられている。）

表1は、使用価値と交換価値の差異、関連するイギリスの古典経済学とオーストリア学派の主な見解を対比している。なお、表1は、2つの価値観の差異が、表3による会計上の「取得原価」と「公正価値」の差異と対比できるように作成している。

5. F・Wieser ほかによる客観価値説批判

18世紀のイギリスでは労働力はたしかに価値の源泉であったかも知れない。しかしながら、現代企業が経済価値を生み出す要因は労働力どころか、土地建物のような目にみえる資産から、目にみえないノウハウや金融商品がその比重を高めている。

すべての経済価値の源泉が仮に人間のなせるわざであったとしても、一々労働時間に還元して測定できるものではない。

労働時間が客観的な価値の尺度であるとしたイギリス古典経済学に対しては、Menger をはじめとして、表1でみるように、その後のウィーン学派の面々はこぞって厳しい批判を加えている。F・Wieser の見解は、最も分かりやすい客観価値説批判である。この子供のこの部分は父方から受け継いだものか母方から受け継いだものか詮索するのはナンセンスであるのと同じ

ように、ある製品価値を物理的生産要素に分解することは不可能である。労働を価値の源泉の1つとして認めないわけではない。それがすべてであるかのようにいう労働価値説を否定し、それを客観価値説と吹聴することに異を唱えるのである (p. 207)。

価値 (value) の源泉は、したがって、財として最も共通に認められる効用、しかも限られた数量のみに認められる限界効用 (marginal utility) であるという。

これは、Menger の後継者にふさわしい主観価値説であり、生産コストへの応用分析を通じて、その後のオーストリア学派による機会費用の概念形成へと発展する。

生産コストは、Wieser からみても、最も複雑な代物である。消費した原材料や労働時間、燃料費、使用した機械設備のコストなど数多くの要素をすべて総合し足し上げたところで、効用としての価値を算出することはとうていできるものではない。

コストは、製品の相対的価値 (relative value) を構成するものであり、絶対価値 (absolute value) をあらわすものではない。価値は、あらゆる生産要素を一括して、これから生産される産物の効用として把握しなければならないのである (pp. 209 ~ 210)。

6. 交換の理論

Menger の第 6 章 (交換の理論) によれば、財の交換は農業や製造業による経済財の物理的増加と同じく、価値を増加させる取引である。交易や商業は、財の物理的増加に貢献しない非生産的行為といわれるが、次のように的確で分かり易い設例を挙げている。

「経済主体 A がもつ財の数量 10a の中から 1a を、10b をもつ B の 1b と交換する。

A にとって 1a がもつ価値を W とすれば、1b が A にとってもつ価値は $W + x$ であり、

B にとって 1b がもつ価値を Y とすれば、1a が B にとってもつ価値は $Y + y$ である。

交換後には、A の財価値は x 増加し、B の財価値は y 増加する。」 (p. 290)

客観価値説によれば、農業・製造業だけが生産的であり、商業は非生産的である。よって上記のケースでは、 $W = Y$ である。Menger によれば、「これらの財に投下された労働量の等しさに求め、他の人々は生産費の等しさに、また他の人々は再生産費の等しさ等々に求める“等価交換の誤謬”に基づくものである (第 7 章, p. 305)。

しかし、主観価値説の交換の理論によれば、製造業に劣らない商業の生産性が強調され、交換取引によって $x + y$ だけ価値が増加することになる⁸⁾。

現代会計にとって「交換の理論」がとくに意義深いところは以下の 2 点である。

- (1) 「経済学上の「交換」の概念は、法律学上の概念よりも、はるかに広い。法律学は、この概念を、ある物件を他の物件と引き替えに譲渡することに限定しているが、経済学では、物質的・非物質的財と引き替えに与えるどんな行為も、交換という概念のもとに総

8) Jevons, W. S. [1970] は、交換成立要件を次のように、より分かり易く例示している。A と B が 2 冊の本を交換すると仮定する。その際、A にとっての A 所有本の効用を U_1 、B にとっての A 所有本の効用を U_2 、B 所有本の A にとっての効用を V_1 、B 所有本の B によっての効用を V_2 とすると、交換成立条件は、 $V_1 > U_1$ と、 $U_2 > V_2$ である (p. 157)。

括する。後者の意味では、購買、賃貸借、雇用等々は、交換の特殊形態にすぎないのである。」(p. 201)

Mengerによれば、自分の欲望をできるかぎり完全に満足させようとする努力、自分たちの経済的状况を改善しようとする配慮により、交換が行なわれるのであるが、交換されるのは物件に止まらず、用役、労働給付も対象になる。したがって、雇用も賃貸者も交換の特殊形態であり、すべて交換行動である。この指摘にしたがえば、労働力の交換から発生する退職求引当金も、賃貸借によって発生する債権債務も「交換の理論」によって広角度の視点から総合的に捉えることが可能となる。

- (2)「交換行動は経済的犠牲なしで行なうことは容易ではない。荷造り費用、運賃、関税、入港料、通信費、保険料、手数料、口銭、仲介料、倉庫料、商人とその補助者の扶助費用、貨幣制度の費用等々の負担を伴う。」(p. 291)

Mengerはこうして、交換行動に要する諸掛費用を経済的犠牲と呼び、経済的利益を吸収し尽くすことなく、交換による経済的利益によって十分吸収されること、言い替えればこのような諸掛費用がなくて交換の機会はなく、欲望の満足も得られないこと、これも経済的交換の一つの前提としている。

7. 交換の理論をいかに公正価値会計に適用するか

交換の理論における諸掛費用吸収説は、次のような会計処理の妥当性を検討する際に有力な理論的根拠を提供する。

- ①資産を購入する際に発生する直接費用や金利を資産化することの妥当性⁹⁾
- ②パーチェス法によるM&A会計においては、発生する直接費用をキャピタライズすることの妥当性
- ③社債発行差金（および社債発行費用）を加減したネット手取額を債務として認識する負債会計の妥当性¹⁰⁾
- ④新株発行費用を資本控除する妥当性

なお、Mengerは商人とその補助者の扶養費用のような間接費用も交換に伴う経済的犠牲に含めているが、会計上は取得資産との関係は不明確であり発生時に一般経費として費用処理されるとか、金利やユーザンス金利については資産取得との関係がよほど明確でないかぎり期間費用として処理されることが多い。

また、④については、わが国ASBJによる「繰越資産の会計処理に関する当面の取扱い」（2005年8月公表の実務指針第19号）によれば、国際的な会計基準による資本控除とは異なり、株主に支払われるものでないことから、発生時の費用として処理することもできる。このような

9) 藤田敬司 [2005], 第2章

10) 藤田敬司 [2006], 第4章

経済学上と会計上の相違は避けられず、会計独自の論理が働く例である。

Ⅲ. 伝統的な取得原価と公正価値会計の葛藤

本章では、時価会計から始まった公正価値会計の概念が、米国会計にいつ・なぜ・どのような形で、伝統的な取得原価会計に代替し、新会計基準に組み込まれてきたかを振り返る。第1節以降から分るように、米国において時価会計または公正価値会計が今日のような段階に至るまでに、1966年から数えても40年の歴史があり、会計基準設定機関FASBは、取得原価から公正価値会計へきわめて緩慢に転換してきた。新たな会計慣行が定着するには相当の年月を要することはいうまでもないことであるが、推定されるもう1つの大きな理由は、すべてのステークホルダーが時価を支持してきたわけではないからである。

わが国に金融商品会計の導入を検討する際に経験したところでは、制御できない市場価格の動向と、それによって発生する予想外の評価差損益は業績予想を大幅に狂わすことがあり、一般的に経営者が嫌うところである。また、市場価格によらない、主観性が強い公正価値測定は、通常監査人が嫌うところである。しかし、金融規制緩和が進み、相場変動が激しくなり、巨額為替損失事件等が発覚するに及んで、リスク・マネジメントとしても、時価会計の重要性が認識されはじめた。

米国のSECにおいてもまた、1980年代のS&L危機などを契機として、金融資産へのmark-to-marketアプローチ適用を会計プロフェッションに働きかけてきたともいわれる¹¹⁾。

第4節では、JWGによる金融商品の全面公正価値会計を目指したドラフトの骨子を整理する。最終的には表3によって、「取得原価」と「公正価値」の対立が、表1による経済学上の価値論争に共通する面が多いことを明らかにする。

1. 取得原価の欠陥を指摘したASOBAT

米国のAAA (American Accounting Association) は、1966年のASOBAT (*A Statement of Basic Accounting Theory*) において、会計は意思決定のための情報を提供することを目的とすること、その目的に適うには、歴史的な原価にも目的適合性はあるが、それだけでは不十分であり、将来の利益、支払能力、経営効率を図る物差しとして時価と両建て外部報告を行うよう推奨した。

またFASB (Financial Accounting Standard Board) は、1978年の概念ステートメントSFAC I (*Statements of Financial Accounting Concepts*) において、現金収支情報よりも発生主義による利益情報が企業業績をより良く伝える (par. 44) という一方、正確さ (exact) よりも数量測定等を含む概算測定 (approximate measure) がより有用な情報を生むと指摘した (par. 20)。これは歴史的な原価を基本としながら、その欠陥も当然認識していた。

11) Evans, T. G. [2003] *Accounting Theory*, Thompson South-Western, Chapter 15

2. SFAC5（1984）—5つの会計測定方法を列挙

SFAC5号は公正価値という用語は使うことなく、次の5つの会計測定方法が現実に使われている事実を整理し、それぞれの測定属性にふさわしい資産負債を例示した（par. 67）。

- ①歴史的原価（Historical cost）—不動産，プラント，器具，棚卸商品は取得に要した金額によって記録される。通常，それは減価償却その他の方法によってコストに振替えられる。負債は，通常債務が発生した時の入金額（historical proceeds）によって記録される。
- ②時価（Current cost）—棚卸商品の低価法，取替原価法に適用される。
- ③市場価値（Current market value）—上場株式投資に適用される。
- ④正味実現可能価値（Net realizable or settlement value）—短期に現金化される債権や棚卸商品の測定に使われる。ディスカウントすることなく，直接費用を差し引く。
- ⑤将来キャッシュフローの割引現在価値（Present value of future cash flow）—長期債権および長期負債の測定に適用する。

SFAC5は，5つの会計測定方法のうち，歴史的原価を会計実務で最も一般的に使用される“取引ベースシステム”と位置付けている（par. 69）。収益認識には，実現したまたは実現可能であること（realized or realizable），また利益稼得プロセス（Earning process）を踏むことを2大要因としたからである（par. 83）。ただし，その例外として，ある種の農産品，貴金属については生産完了時点で収益を，また上場証券については相場変動時点で利益を認識する実務を容認している点が注目される（par. 84）。

SFAC5後の利益測定アプローチが，収益費用対応から資産負債中心観へ，取得原価から金融商品にかかわる mark-to-market アプローチへと移行してきたことは，SFAC7が総括しているとおりである（pars. 5～7）。

3. SFAC7（2000年）—公正価値概念の登場と現在価値による測定

SFAC5では5つの会計測定方法の一部として羅列された現在価値であるが，SFAC7では，将来キャッシュフローの予測とその現在価値は，公正価値による会計測定（measurement）の主役として登場する。

（1）SFAC7はまず，SFAC5が列挙した5つの測定方法について次のように批判的反省を加え，公正価値の定義を見直している。

「上記 SFAC5 が列挙した 5 つの会計測定方法のうち，①歴史的原価は当初認識とその後の原価配分に向いている。②時価，③市場価値，④純実現可能価値の 3 つは，当初認識およびその後のフレッシュスタート測定に向いており，③は公正価値の定義を満たす。問題は④純実現可能価値と⑤現在価値である。

これらは，SFAC5 で使われている意味（将来価値ではなく，過去取引に限定されている）に限るならば，公正価値の定義に合わない（par. 7）。」

ここで注目すべきは，「過去の取引に限定されない将来価値」という，公正価値概念に付託

した新たな定義と意義である。

(2) SFAC7 は、現在価値による測定に議論を集中している¹²⁾。その契機は、SFAS121 (固定資産の減損会計基準) が割引前のキャッシュフローで減損を認識し、割引後の公正価値で減損を測定することとしたからである (par. 13)。

さて、SFAC7 号は現在価値を測定する要因として次の 5 つを掲げている (par. 23)。

- ① 将来キャッシュフローの予測
- ② キャッシュフローの金額と時期に係わるあり得る変化についての期待
- ③ マネーの時間価値
- ④ 不確実性の代償
- ⑤ その他、市場の非流動性、不完全性

なお、②～⑤は割引率に反映されるため、割引現在価値の測定要因は、①の予測と②～⑤の割引率による 2 つに絞られるという (par. 40)。これは経済学者フィッシャーの唱えた現在価値であり、それ以外の何ものでもない¹³⁾。

SFAC7 号によれば、公正価値は現在価値測定の 5 つの要因をすべて加味しており、市場参加者がそこで売買するときの決定要因をすべて包含している、言い換えれば、現在価値の目的は公正価値の測定であり (par. 25)、市場は価格形成に必要なあらゆる情報を伝達するシステムと位置付けている (par. 26)。

(3) 将来キャッシュフローの予測においては「期待されるキャッシュフロー・アプローチ」を採用する。将来キャッシュフローの割引現在価値の各流列にそれぞれの確率を掛けたものの集積が「期待キャッシュフロー」である (par. 46)。その場合の確率はやはり主観の見積りによることはいうまでもない。

4. JWG による金融商品の全面公正価値会計案

JWG の考えでは、金融商品は全面的に公正価値で評価すべきであり、会計情報の 2 大目的である目的適合性および信頼性を満足させることができる。

1) 全面公正価値会計案の特徴

JWG が提案した全面的公正価値評価法の第 1 の特徴は、当初認識から出口価格で測定することであった (pars. 69 ~ 73)。

1) 金融商品の当初認識時から取得原価ではなく、公正価値で測定するとともに、それ以降も

12) 現在価値 (present value) による評価基準は非常に複雑な問題であり、G・ウィットントン [1983] によれば、取替原価 (RC、入口価値)、正味実現可能価値 (NRV、販売価額から販売諸掛を差し引いた出口価値)、現在価値 (PV) という 3 つの基本類型の他に、数多くの変種がある。

13) Fisher, I. [1906] Chapter VIII (Value of Capital) 参照。「人間の欲望の満足イコール所得」とするフィッシャーは、将来の所得を一定の利率で割引くことによって所得の現在価値が得られるとし、「所得をキャピタライズする」と呼んだ。

公正価値で評価しなければならない。

- 2) 公正価値とは、入口価格（entry price）ではなく、出口価格（exit price）による。
- 3) 出口価格とは、金融資産を測定日に売却したとすれば受取ったであろう価格、金融負債については負債から解放されるために支払ったであろう価格の見積額を反映した価格である。このような見積価格には、エージェンツフィー、ブローカーやディーラーへのコミッション、公租公課および取引税がある。

上記1)～3)にしたがって、取引価格は100、売買双方で各1%の取引手数料がかかると有価証券取引を仮定すれば、当初認識時の測定値は98（＝100－2）となる。

これは、徹底的に将来キャッシュフローにこだわる net realizable 方式といえよう。

第2の特徴は、金融資産のみならず、金融負債についても見積出口価格により、しかも当該負債固有の信用リスクも含めて測定しなければならないことである（pars. 118～121）。

たとえば、市場で取引されている社債の観察可能な市場出口価格には発行企業の信用リスクが反映されている。企業自身の信用リスクは、予想キャッシュフローの現在価値への割引率にも反映されている。企業参加者が取引上の判断に使うであろう情報をすべて市場出口価格の見積に反映するならば、社債発行体自身の信用格付けの変化を見過ごす理由はない。

ところがこの提案によれば、信用格付けが低価すれば、負債の減少となり、利益を認識することになる。そのために、この提案は自己創設のれんの変動を反映したものであるとか、継続企業としての一般的な会計の前提と矛盾するという反対論を巻き起こした。

第3の特徴は、金融商品を保有する企業の意図を認めないこと、したがって保有意図の相違による測定上の混合アプローチや、特殊会計であるヘッジ会計を認めないことである。

JWGの考えでは、金融商品とは市場の変化に応じて現金その他の金融商品を受取る権利または支払う義務が生じる契約である。

したがって、非金融商品のように、企業による活用方針や利用方法によって価値が変わることはないと考えたのであり、市場を基盤とした公正価値が最もふさわしい測定であるとしたのである。

2) 全面公正価値会計案がその対象範囲外としたもの

上記第3の特徴で述べたように、全面公正価値会計案では、非金融商品は対象範囲から除外されている。金融商品と非金融商品の間には実際の相違があり、この相違によって異なった会計上の考量がなされて当然と考えたからである。

金融商品は、一方の企業に金融資産を、他方の企業に金融負債あるいは持分商品を生じさせるあらゆる契約である。これに対して、非金融商品項目（たとえば、原材料や工場設備のような生産工程への投入物）は、将来キャッシュフローとの関係がより間接的で非契約的である。後者の価値は、生産工程あるいは収益生成過程においていかに効率的に利用されるかに左右される。

よって会計上の認識・測定も異なって当然であり、非金融商品が原価主義で計上されるからといって、金融商品の認識・測定がそれによって何らかの拘束をうけるべき必然性はないというのがJWGのスタンスである。

さてそこで、金融商品と非金融商品をどのように截然と区分できるかという疑問がもたれる。会計基準案は次のように割り切っている。

- 1) 子会社・関連会社・ジョイントベンチャーに対する持分は、金融商品ではあるが、関連会計基準に委ね、全面公正価値会計の対象外とする。
- 2) コモディティのうち純額決済できるものは他の金融商品と互換的に利用できるため範囲に入れている。

3) 信頼性と目的適合性

では、会計情報に求められる2大特性であり、2律背反に陥りがちな信頼性と目的適合性についてJWGはどのように考えたのであろうか。

実務上懸念されるのは、①そのような情報はすべて入手可能であろうか、②見積りが観察可能な市場価格にもとづいていない場合、その見積りは信頼できるだろうか、ということである。

JWGはまず①については「財務報告に利用するための十分な信頼性ある公正価値の見積りは一般的に入手可能である」という(par. 1. 7)。②については「市場の価格決定方法を適切に反映する評価技法は大きく進歩している」、「現在では広く入手可能なソフトウェアにより、合理的なコストで多くの種類の計算が可能になっている」という(par. 1. 14)。いずれも疑問に対して正面から答えるよりも、あくまでも完全市場仮説を前提に強引に説き伏せようとしたといわざるを得ない。

②の目的適合性についてはどうか。原価主義による測定値は、取引が行なわれたときは市況を反映した公正価値であっても、その後の市場の変化による価格変動は反映しない。価格変動の影響は実現または決済された時のみ反映されるが、金融商品の公正価値は、予想される将来キャッシュフローを、入手可能なすべての情報を織り込んだ割引率で割引いた現在価値であり、それは現在の経済情勢が金融商品に及ぼす影響に関する市場の評価をその都度反映するという(par. 1. 8)。

5. 金融商品会計基準および固定資産減損会計基準等における公正価値の定義

公正価値が概念フレームワークの中で成立してきた経緯については、上記ではFASBの概念ステートメントおよびJWG公開草案を中心にみてきた。

しかしより重要なことは、現実の会計基準にどう組み込まれたかである。金融商品会計基準

表2 公正価値の定義

公正価値（Fair Value）の定義

対象	金融商品	非金融商品
会計基準	SFAS125 IAS39 * JWG 公開草案**	SFAS142（無形資産） SFAS144（固定資産） 固定資産減損会計基準
①どのような取引において成立する価格か	○独立第三者（willing parties）間で、強制されない、清算以外の取引（継続企業を前提*）により、資産が売買され、負債が発生し、決済される金額。 ○ arm 's length transactions * ○測定日において資産を売却したとすれば受取ったであろう価格または負債から解放されたとすれば支払ったであろう価格の見積額（金融商品については諸掛手数料を差し引いた後の出口価格）。**	
②市場価格があるとき	○活発な市場価格（quoted market prices）が測定できればそれに越したことはない。 ○ディーラー、ブローカー等から入手できる価格でもよい。通常、保有資産、発行予定負債については買い気配値（bid price）、取得予定資産、発行済み負債については売り気配値（ask price）*。	
③市場価格がないとき	入手可能なベスト情報に基づいて価格を推定するか、類似資産・負債の価格を使うか、評価テクニクを使う。	
④評価テクニクとは	将来期待されるキャッシュフローの割引現在価値がベスト。金融商品にはオプション・プライシング・モデル法など。（注1）	
⑤将来キャッシュフローの予測	契約によるキャッシュフロー（SFAC7）。市場参加者が通常使う仮定または自ら合理的で納得性がある仮定を設定して予測する。将来事象と不確実性を反映すること（SFAC7）。バイアスや評価対象と無関係な要因にとらわれないこと（同）。	
⑥複数のキャッシュフローが予測される時（注2）	最も確率の高いキャッシュフロー一本に絞るよりも、期待される複数キャッシュフローそれぞれの確率を掛けて加重平均した方が、大いに主観的な推定値をより正確にする（SFAC 7-par. 47）。	

（注1）ストックオプションの評価にも使われる（ストックオプション会計基準第48項）。

（注2）わが国固定資産減損会計基準では単一法、加重平均法、いずれでもよい。

をはじめとして、いまや固定資産の減損会計にも¹⁴⁾、M&Aにおける無形資産会計にもすっかり組み込まれている。紙数の制限もこれあり、表2に主な会計基準による公正価値の定義に共通するところをまとめるに止める。

この表からも明らかになるように、活発な市場がない資産の公正価値の測定においては、将

14) わが国の固定資産減損会計基準は、減損とは、時価評価とは異なり、棚卸資産の低価法適用や固定資産の臨時償却と同じであり、あくまでも「取得原価基準の下で行なわれる帳簿価額の臨時的な減額である」と強調している。確かに取得原価の枠内ではあるが、過去の事象に起因する価値下落ではなく、予測された将来キャッシュフローに基づくところは、公正価値会計の一端といえよう。

来キャッシュ・フロー予測が最重要課題である。たとえオプション・プライシング・モデルを使っても、ボラティリティの見積りは主観的判断によらざるを得ない。

IV. 取得原価との比較でみる公正価値測定の特徴

1. 取得原価と公正価値

上記Ⅲで考察してきた公正価値を、伝統的な取得原価と比較対象するとき、両者の相反性は表3のように整理することができる¹⁵⁾。

表3の上半分は、取得原価と公正価値が現代企業会計においてそれぞれどのように使い分けられているか、また一般的にどのような評価を受けているかを両論併記し、下半分は、主な公正価値支持説と批判説をまとめたものである。(紙数の制限を考慮し、ポイントのみに絞っている。) Canning 説は、Fisher の主観価値説を会計上の公正価値に転換したものである。それは過去思考の取得原価から、合理的な経済的意思決定により適合する将来思考の測定値へと、会計の指向を変えることであったが (Wittington[1983])、逆に Sterling 説は、個人的主観に左右される Fisher 説を攻撃している。

JWG 公開草案は、金融商品への全面公正価値会計の適用を急ぐ余り、非金融資産を公正価値会計の考慮外に置き去りにしようとした。

BIS のバーゼル委員会による公正価値評価への意見は、Chorafas, D. F. [2006] によれば、深刻な信頼性への懸念である。

2. 経済学と会計における価値論争の共通性

表3を表1と比較対照するとき、経済学上の「使用価値」対「交換価値」をめぐる価値論争には、会計上の「取得原価」対「公正価値」論争に通底する、いくつかの共通性があることに気づく。

第1に、会計上の取得原価支持説は、決して経済学でいう交換価値説とパラレルではないが、ともに客観性と信頼性を誇る場所は共通している。交換価値が生産過程における労働を価値の源泉とみるように、取得原価も製造原価と交換取引をベースとする。投入された経営資源による客観価値も、会計上の取得原価も、どちらかといえば供給サイドに立つ価値観である。これに対して、主観価値も公正価値もともに、需要者側の効用から出発する価値評価に立脚する価値観であると呼べよう。

第2に、会計上の公正価値説も、経済学上の使用価値説も、主観的であることは自ら認めている。それは弱点ではなく、人間の経済活動をよりの的確に映し出すと考えている。したがって、使用

15) Sterling, R. R. [1970] は利益測定方法を、①過去の取得原価に固執する Accounting Tradition, ②将来に期待する Fisher Tradition とともに、③市場価値, ④経済学者ボールディングの定数に4区分している。本稿では②と③を公正価値の範囲に含めている。

表3 取得原価と公正価値

「取得原価」対「公正価値」をめぐる会計上の論点

	取得原価 Acquisition Cost	公正価値 Fair Value
一般的な評価	客観的で信頼性がある。	主観的だが目的適合性がある。
通常適用される資産・負債	有形固定資産、棚卸商品 法的・短期債務	金融商品、 退職給付引当金
同上における例外的適用	金融商品の当初認識（取得原価＝公正価値）。 固定資産の減損会計は取得原価の枠内で行なわれる（*→）。	棚卸商品の簿価・時価比較による低価法。（→*）固定資産の簿価と将来キャッシュフローの比較による減損認識。
会計実務面では	金利・諸掛等の資産化または費用処理は、企業の選択できる余地大である。	ボラティリティはあくまでも期待される主観的見積りに他ならない。
利益測定アプローチとの関係	収益費用中心観による原価配分と実現基準（未実現利益の排除）	資産負債中心観による、純資産の増加をもって業績とみなす動き
収益認識後の資産	あるはずの擬制的残高	一応価値評価を経たリアルな残高

主な公正価値支持説

Canning, J. [1929]	○長期性固定資産は割引現在価値による評価が望ましい。 ○棚卸資産中の完成品や社債のような金融商品は正味実現可能額による評価が望ましい（Fisher 説の会計理論化）。
JWG Draft [2000]	非金融商品は、将来キャッシュフローとの関係が間接的で非契約的であるから、生産過程・収益生成過程では、取得原価または低価法で良いが、金融商品は、一方の企業に金融資産を、他の企業に金融負債または持分商品を発生させる契約であるから、目的適合性に重点を置き、公正価値で測定すべきである（全面公正価値評価説）。

主な主観価値批判説

Sterling, R. [1970]	個人の心理的満足による主観価値説は企業の利益測定には向いていない。将来キャッシュフローの予測における期待値と現在価値への割引率は個人によって異なる。よって利益報告における現在価値法の適用は好ましくない（Fisher 説に対する評価）。
Basel Committee (BIS) [2005]	公正価値は直接観察可能な価額から得られたものか。そうであっても、市場には十分な流動性があり、現実のトレーディングを反映しているかどうか。

価値説によれば、交換価値説がいう客観性は幻想であり、公正価値説によっても、取得原価は“あるはず”の価値にすぎないことになる。

第3に、主な主観価値批判説は、経済学においても会計においても、個人の心理的傾向によって価値判断が左右されるところに最大の懸念を示している。すなわち、経済学上も会計上も、価値論争の焦点は信頼性と目的適合性であることに変りはない。

3. 経済学と会計の相違点

上記共通性とは裏腹に、経済学と会計には見過ごせない、重要な相違点が2点ある。

第1に、方法論が異なる。経済学上の主観価値説は個人のもつ心理的欲望から出発している。とくに Menger は取立てて企業の存在を拒否し、Fisher は個人の満足を所得と同一視している。ありゆる大量現象は個別的現象から成り立っている以上、前者を理解するには後者を理解しなければならないのは自明の理だからである (Schumpeter, J. [1908], 第6章)。これに対して会計上の公正価値測定は企業の存在を前提とし、集団的な需要予測を基本とするのが通常である。第2に、コスト観が異なる。Coase の「機会費用」概念にみられるように、経済学でいうコスト (cost) は、会計上の費用 (expenses) ではない。どちらかといえば、公正価値の意味で使用されている。主観価値説による個人にとってのコストが経営管理目的に使われるときは、経営資源が他の目的に使われると仮定する「機会費用」は公正価値を意味する。

そもそもコストほど定義もなく曖昧に使われる言葉はない。経済学上のコストを棚卸商品会計に転用すれば、実現および実現可能性を中心とする現行収益認識規準を離れ、未実現および発生主義による包括利益をもって業績とみなすことになる。

4. 取得原価の主観性

会計測定の方法を2項対立でとらえると、取得原価による会計測定は客観的であり信頼性に富む一方、公正価値による会計測定は主観的ではあるが目的適合性に富むといえる。しかしながら、この2元論は、物事の相違点を意図的に際立たせることによって、論点を鮮明にするための観念論であって、現実の会計にあっては、取得原価と公正価値には共通性が少なくない。むしろそれぞれがもつ欠陥を補完し合う関係が目立つのである。

第1に、メーカーにおける棚卸商品、とくに自社製品から成る棚卸商品の取得原価は、その生産過程で発生した、過去の事実に基づく客観的な製造原価である。他方、商社・デパートなどにおける仕入商品はもちろんのこと、メーカー自身においても他社との交換過程において仕入れた原材料などの取得原価は、より大きな価値創造を意図する主観価値であり、少なくとも取得時においては公正価値である。ただし、在庫中の市場価格変動により、公正価値としての性格は薄れていく。その欠陥は、会計上の保守主義の観点から、公正価値が簿価を下まわるときには、低価法による簿価調整が行われることによって補正される。

第2に、典型的な長期性固定資産である製造プラントの減価償却後の簿価は、見積耐用年数と見積残存価値による主観価値である。期間当たりの稼働時間とメンテナンスのレベルによって相当に異なる耐用年数は、決して一律に、客観的に決められるものではない。以上のほかに、固定資産の取得から据付稼働開始までに直接要した諸掛費用や金利をどこまで合算するかは重要性の判断も含めて、経営判断に委ねられている。

5. 公正価値の客観性

取得原価に主観性が認められるように、公正価値にも客観性が認められる場合があり、客観的測定から主観的測定に至る、いくつかのレベルがある。

2004年6月にFASBが公表した、公正価値測定にかかる公開草案は、公正価値の測定レベルを3段階に分類している¹⁶⁾。最も信頼性が高い第1レベルは資産負債そのものの市場価格（quoted market prices）、第2レベルは類似資産負債の市場価格を基礎とした推定価格、第3レベルは内部評価モデル（internal valuation model）による推定である。公正価値測定は、過去の取引実績によらないため、いずれのレベルであっても推定によらざるを得ない。そうはいつても、第1レベルの市場価格によれば、もしそれが活発に取引される成熟した市場で成立したものであれば、相当高い客観性を確保できるはずである。第3レベルとなると、企業が経験実績によって選択する個別評価モデル、それは将来キャッシュ・フローの見積からはじまって、現在価値に引き直す割引率やオプション評価におけるボラティリティの選択に至るまで、プロフェッショナルな主観的判断を必要とする。

V. 棚卸商品会計と収益認識にみる公正価値測定の限界

1. 棚卸商品会計基準における主観的経営判断と公正価値測定

わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）は、棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号）を2006年7月に公表した。金融商品会計基準や固定資産の減損会計基準との整合性を計り、国際的な会計基準との調和を計った。いままでの会計慣行を大きく変えるところは、棚卸資産を①「通常の販売目的で保有するもの」と、②「トレーディング目的で保有するもの」に2分し、部分的な時価会計または公正価値会計を強制することである。

①については、従来は任意適用であった低価法を強制適用に変更する。②については、トレーディング目的の有価証券に準じて、市場価格の変動に基づいて評価する時価会計を行う。取得原価か公正価値かという観点からは、次のように評価できる。

①は、あくまでも取得原価評価の枠内で、低価法適用を徹底するにすぎないともいえる。しかしながら、簿価切り下げに用いる評価額は、必ずしも売却市場で観察できる相場があるわけではない。その場合、収益性の低下によって合理的に算定するほかない。これは、固定資産の減損会計におけると同様、主観的な判断を伴う公正価値測定にほかならない。

なお、低価法適用の単位を設定するには経営判断（経営者の主観によることが多いとしても）を働かせなければならず、低価法適用後は、洗い替え法か切り放し法かという選択にも主観的判断が働くことは避けられない。その点では、取得原価重視であろうと時価・公正価値重視であろうと、棚卸商品会計に主観的判断を必要とすることに変わりはない。

②の対象商品は、いうまでもなく非鉄金属・穀物・原油等のコモディティであり、その取引

16) AAA Financial Accounting Standards Committee [2005] Introduction

目的がトレーディングであれば商品相場による評価は適切といえる。しかしながら、同一商品の通常販売取引、それに係るリスクヘッジ取引、さらにはトレーディングを明瞭区分することは至難であり、トレーダーの主観（俗にいう胸先三寸）にかかっている。

主観的判断を必要とするわが国棚卸資産会計基準は、農産品や鉱産品の生産採掘基準による収益認識こそ採用していないが、2005年1月適用開始の国際会計基準IAS2 (Inventories) 改訂版とほぼ一致している。ともに例外はあるが、大筋において次のような公正価値測定の限界がみてとれる。

第1に、非金融資産における公正価値測定は、簿価を正味実現可能価額に下方修正する場合に限られる。公正価値会計時代の「新保守主義現象」である。

第2に、収益認識には取得原価または低価法によって修正された簿価が使われる。すなわち、公正価値測定が通常の販売目的で保有される棚卸商品会計にストレートに適用されることはない。もし適用されるならば、実現基準による収益認識の原則を変えることになる。

それは将来においても考えられない。というのは、次項以下でみるように、不採算プロジェクトを徹底的に排除する目的で使うには有効であっても、国際相場商品以外の通常商品に公正価値測定を適用してそのまま収益認識すること、すなわち交換のプロセスをスキップして収益認識することは、利益数値の不確実性を過度に高める結果となるからである。

2. 機会費用の概念と活用例

Coase, R. H. [1938] は、ある設例を使って、プロジェクト採算における取得原価方式と機会費用 (Opportunity Cost) 方式を比較している。表4によれば、取得原価方式では一見採算がとれているが、機会費用方式では実質赤字である。そうならば、人件費や燃料費を掛けるプロジェクトよりも、単純なトレーディング (売買取引) に切り替える方が採算は向上する (IV. Cost of material)。

表 4

プロジェクト別採算表	取得原価方式	機会費用方式	トレーディング
プロジェクト見込み総収益	300	300	
人件費, 燃料等	150	150	
原材料簿価@簿価 10 × 数量 10	100		仕入原価 100
同上機会費用@時価 18 × 数量 10		180	売上高 180
原材料売却費用		-10	販売費 -10
総費用	250	320	
ネット損益	50	-20	70

取得原価方式においても、機会費用方式においても、プロジェクトの見込収益は300であり、人件費・燃料等は150である。両方式の違いは、取得原価@10 × 10 = 100をコストとみるか、公正価値の一種である正味実現可能価額 (機会費用@18 × 10 マイナス売却費用 10 = 170) でみるかにある。

この機会費用概念の設例は、過去の支出にもとづく甘い採算を、棚卸商品をほかに転用すれば得られるであろう正味実現可能価額によって厳しく洗い直し、利益最大化を図るものである。すなわち、“いくらで取得したか”という取得原価に対して、“ほかの用途に使用したときに得られるであろう最大の貨幣額”を表す機会費用の優位性を説いている。

3. 特定目的情報と一般開示情報の区分

Coase の機会費用概念は、経済学でいうコストと会計上のコストの違いを明らかにするとともに、経営管理や経営意思決定における有効性は明らかに認められる。ところが、企業内部では有効であっても、企業が外部に公開する会計情報においても有効かどうかは別途判断しなければならない。その点で有益な手がかりを提供するのが Ijiri, Y. [1975] である。すなわち、再取得原価 (Replacement Cost) が工場再建の意思決定に不可欠な情報であることは明らかであるが、“特定の意思決定に必要とされるテーラー・メイドのデータは、一般的な意思決定においても必ずしも有益であることは意味しない”ということである (Chapter 6)。

V. おわりに—総括と展望

本稿では、経済学上の主観価値説を拠り所として、また外部報告用の財務会計を前提として、公正価値測定の効果と限界を明らかにした。経済学上の客観価値説と主観価値説の対立を、会計上の取得原価と公正価値の比較に利用し、取得原価の客観性と公正価値の主観性を、アナロジカルな2項対立の形でとらえることにより、2つの会計測定の本質を解明した。しかしながら、取得原価のもつ客観性も相対的であり、公正価値測定における主観の見積りは不可避である一方、公正価値測定の限界、とくに棚卸資産の評価と収益認識における限界も明らかとなった。

財務諸表の信頼性と目的適合性を両立させる試みとして、客観的な事実 (Facts) に基づく数字と、主観的な予測 (Forecasts) に基づく数字に分離した形で会計報告してはどうかという提案もあるが (Glover, J. C. et al. [2005]), 取得原価そのものにも主観性は避けられないとすれば、分離することに無理があるだけでなく、かえってミスリーディングな情報となるリスクすら予想される。

主観的予測はいずれにせよ不可避であれば、恣意性を内部統制と外部監査によって排除する、または悪影響を最小限に喰い止めるほかないことになる。

本稿Ⅳでは、棚卸資産など物的資産を中心として、公正価値測定の限界を考察したが、公正価値測定の対象が、金融資産負債に止まらず、無形資産を含めた企業価値へと拡大している以上、その分野にも考察対象を拡大しなければならない。さらに、公正価値測定のもつ意義と効用は、財務会計に限定することなく、管理会計における「機会費用」や、税務会計における「移転価格税制」などについても今後論究すべき課題は多々ある。

参考文献

- AAA (American Accounting Association) [1966] *A Statement of Basic Accounting Theory*
- AAA Financial Accounting Standards Committee[2005] Response to the FASB's Exposure Draft on Fair Value Measurements, *Accounting Horizons* (Vol. 19, No. 3)
- Beatty, A. et al. [2006] "Accounting Discretion in Fair Value Estimates: An Examination of SFAS142 Goodwill Impairments", *Journal of Accounting Research*(Vol. 44, No. 2) University of Chicago on behalf of the Institute of Professional Accounting
- Buchanan, J. M. [1969] *Cost and Choice* The University of Chicago Press
- Basel Committee [2005] *Supervisory Guidance on the Use of Fair Value Option by Banks under IFRS*, BIS
- Canning, J. B. [1929] *The Economics of Accountancy* The Ronald Press Company
- Chorafas, D. F. [2006] *IFRS, Fair Value and Corporate Governance*, CIMA Publishing
- Coase, R. H. [1938] "Business organization and the accountant" *L. S. E. Essays on Cost*(1973) Willmer Brothers Limited
- Fisher, I. [1906] *The Nature of Capital and Income* The Macmillan Company
- Glover, J. C. et al. [2005] "Separating Facts from Forecasts in Financial Statements", *Accounting Horizons* (Vol. 19, No. 4), AAA
- Hayek, F. A. [1942] "The Subjective Character of Data of the Social Science" Littlechild, S. [1990] *Austrian Economics Volume I* Edward Elger)
- [1955] *The Counter-Revolution of Science* The Free Press of Glencoe
- Ijiri, Y. [1975] *Theory of Accounting Measurement*, AAA
- Jevons, W. S. [1970] *The Theory of Political Economy*, Penguin Books
- JWG [2000] *Financial Instruments and Similar Items*. 日本公認会計士協会訳 [2001] 『金融商品および類似項目』
- Menger, C. [1923] *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre Zweite Auflage* Holder – Pichler – Temsky A. G, Wien / G. Freytag G. M. B. H. / Leiptiz
八木紀一郎他訳 [1982] 『一般理論経済学』 みすず書房
- Mises, L. [1933] "Remarks on the Fundamental Problem of the Subjective Theory of Value (Littlechild, S. [1990] *Austrian Economics Volume I* Edward Elger)
- Schumpeter, J. [1908] *Das Wesen und der Hauptinhalt der theoretischen Nationalökonomie*, 安井琢磨他訳 [2000] 『理論経済学の本質と不要内容』 岩波文庫)
- Sterling, R. R. [1970] *Theory of the Measurement of Enterprise Income* The University Press of Kansas
- Thirlby, G. F. [1945] "The Subjective Theory of value and accounting 'cost'" *L. S. E. Essays on Cost*(1973) Willmer Brothers Limited
- Whittington, G. [1983] *Inflation Accounting*, Cambridge University Press, 辻山栄子訳 [2003] 『会計測定の基礎』, 中央経済社
- Wieser, F. [1891] "The Austrian School and the Theory of Value" (Littlechild, S. [1990] *Austrian Economics Volume I* Edward Elger)
- 上野清貴 [2005] 『公正価値会計と評価・測定』 中央経済社
- 浦崎直浩 [2003] 『公正価値会計』 森山書店
- 津守常弘 [2002] 『会計基準形成の論理』 森山書店
- 徳賀芳弘 [2006] 『財務情報の信頼性に関する研究』 日本会計研究学会
- 藤田敬司 [2005] 『現代資産会計論』, 中央経済社
- 藤田敬司 [2006] 『資本・負債・デリバティブの会計』, 中央経済社

The bright side and dark side of Fair Value Accounting, In the light of Austrian School's Subjective Value Theory

Takashi Fujita

Abstract

Many accounting standards, recently issued by FASB and IASB, require to apply the fair value measurement, to the evaluation, not only of financial instruments, but also of other assets and liabilities.

Also, in Japan, the fair value measurement is expanding its applicable area to the non-monetary assets and Stock Options.

These accounting phenomena can be interpreted as “transition from the traditional past-acquisition cost accounting to the future-oriented fair value accounting”.

The characteristics and economic significance of fair value accounting, in comparison with the cost accounting, are found in the economists' controversies surrounding the subjective value theory. The similarities and the differences between them show us how to utilize that fair valuation, not only profit reporting, but also risk and project management.

Key Words

Austrian School, Subjective Value Theory, Objective Value Theory, Marginal Cost, Theory of Exchange, Value in Exchange, Value in Use, Acquisition Cost, Fair Value, Expectation, Uncertainty, Future Cash Flow, Discounted Present Value, Net Realizable Value, Comprehensive Fair Value Accounting, Opportunity Cost,